

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

可児市下恵土233番地1
株式会社 橋本
代表取締役 橋本和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

平成30年 2月 21日

白川町長 横家敏昭



記

1 事業の範囲

取り扱う一般廃棄物の種類

- (1) 事業活動に伴って発生する一般廃棄物
- (2) 特定家庭用機器廃棄物
- (3) 町の収集運搬委託を除く一般廃棄物
- (4) 引っ越しに伴う一般廃棄物

2 許可期間

平成30年 4月 1日 から 平成32年 3月 31日

3 許可条件

- (1) 事業系一般廃棄物を収集する事業所等に変動があった場合、本町建設環境課に速やかに報告する。
- (2) 収集の区域は、白川町全域とする。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「白川町環境条例」、「白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等関係法令を遵守すること。
- (4) 収集及び運搬については、白川町一般廃棄物処理計画及び可茂衛生施設利用組合の処理計画に従うものとする。